

動薬協会発 30 号  
平成 29 年 4 月 17 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井 邦 顕  
(公 印 省 略)

ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（29 消安第 308 号）がありましたので、お知らせします。

29 消安第308号  
平成29年4月14日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしく申し上げます。





29消安第308号

平成29年4月14日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について

口蹄疫に係る防疫対策については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）により実施するほか、「平成28年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成28年12月26日付け28消安第4213号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理基準の遵守の徹底、注意喚起等をお願いしてきたところです。

我が国での口蹄疫の発生は、平成22年以降確認されておりませんが、韓国や中国を始めとする東アジア地域においては、口蹄疫の発生が継続して確認されています。また、アフリカ豚コレラについては、平成19年以降、ロシアや欧州において発生が続いていますが、ロシアにおいては、本年3月に従来の発生地域から東方に離れたモンゴルとの国境付近のイルクーツク州にて本病の発生が初めて確認され、東アジア地域への侵入リスクが更に高まっております（別添参照）。

このような中、我が国においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、観光立国実現に政府一体となって取り組み、訪日外国人旅行者数は年々増加しています。今月末からゴールデンウィークを迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増えることから、我が国への家畜伝染病の病原体が侵入・まん延するリスクが高くなると考えられます。

つきましては、従来からの防疫対策に加え、下記の事項について、畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等に対して周知し、防疫対策に万全を期するよう指導の徹底を改めてお願いいたします。

## 記

### 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

畜産関係者等に対しては、口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

#### (1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

#### (2) 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等、飼養管理を行う上で必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

### 2 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

衛生管理区域に必要な人は立ち入らず、また、不要な物を持ち込まないようにすること。やむを得ず、立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込まないようにすること。

### 3 連携体制の確認について

発生時に備え、口蹄疫防疫指針第2の2の(8)等においては、防疫措置に必要な人員や資材の確保、情報の提供等のため発生時に連絡することとなる畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等との連携体制を整備しておくこととされているが、年度当初であり担当者の人事異動も考えられることから、改めて、連休中の閉庁日においても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、連携体制を点検すること。

## ロシア（イルクーツク州）におけるアフリカ豚コレラの発生について（OIE 情報）

### 【概要】

- ・報告日：2017年3月27日
- ・疾病：アフリカ豚コレラ
- ・発生数：1件

### 【発生状況】

- ・発生日：2017年3月18日
- ・場所：イルクーツク州(Kuda, Irkutsky)の裏庭農場

【動物種】	【飼育頭数】	【症例数】	【死亡数】	【淘汰数】	【と畜数】
豚	40	40	40	0	0

### 【疫学情報】

- ・感染源：不明又は調査中

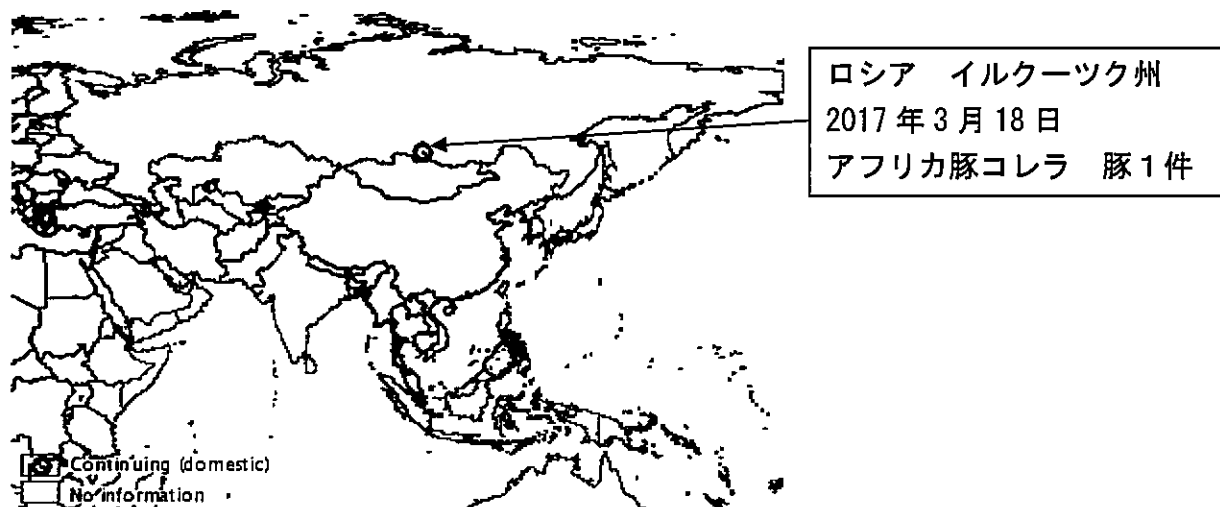
### 【対応】

国内における移動制限、スクリーニング、施設等の消毒、隔離、封じ込め及び/または保護区域の内外的におけるサーベイランス、動物製品の公的廃棄、副産物及び廃棄物の公的処分、野生動物レゼルバアの制御、ワクチン接種許可（ワクチンがある場合）、患畜を治療対象としない

### 【診断】

Irkutskaya veterinary laboratory (Local laboratory)	PCR：陽性	2017年3月24日
State Science Institution National Research Institute of Veterinary Virology and Microbiology of Russian Academy of Agricultural Sciences (National laboratory)	直接蛍光抗体法 (DIF)：陽性 PCR：陽性	2017年3月25日
All-Russian Research Institute for Animal Health (FGBI-ARRIAH) (Regional reference laboratory)	PCR：陽性	2017年3月25日

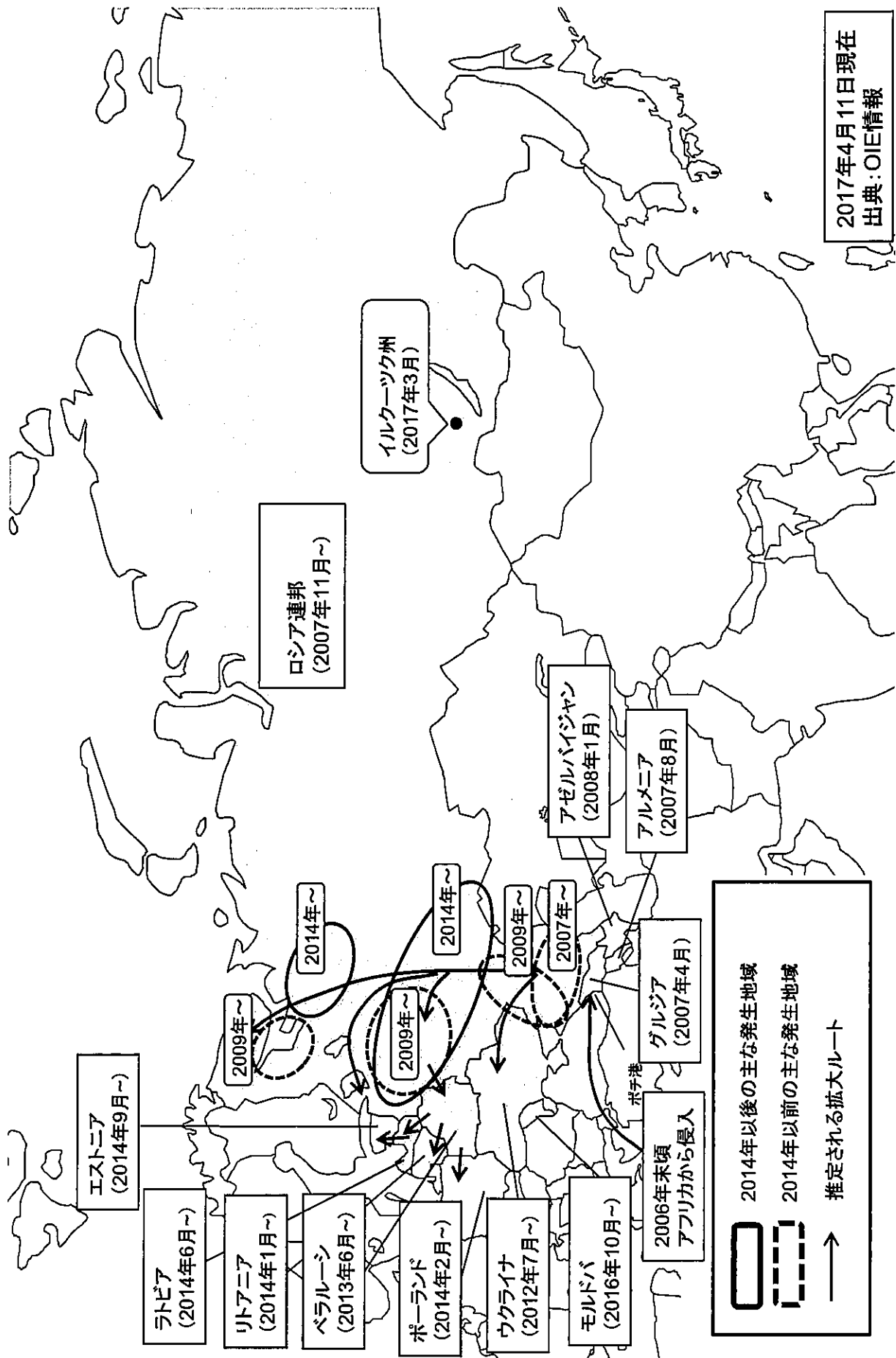
### 【発生地図】



【出典】OIEウェブサイト（2017年3月27日付け）

[http://www.oie.int/wahis\\_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?reportid=23385](http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?reportid=23385)

# 欧州・ロシアにおけるアフリカ豚コレラの発生拡大状況(2007年～)



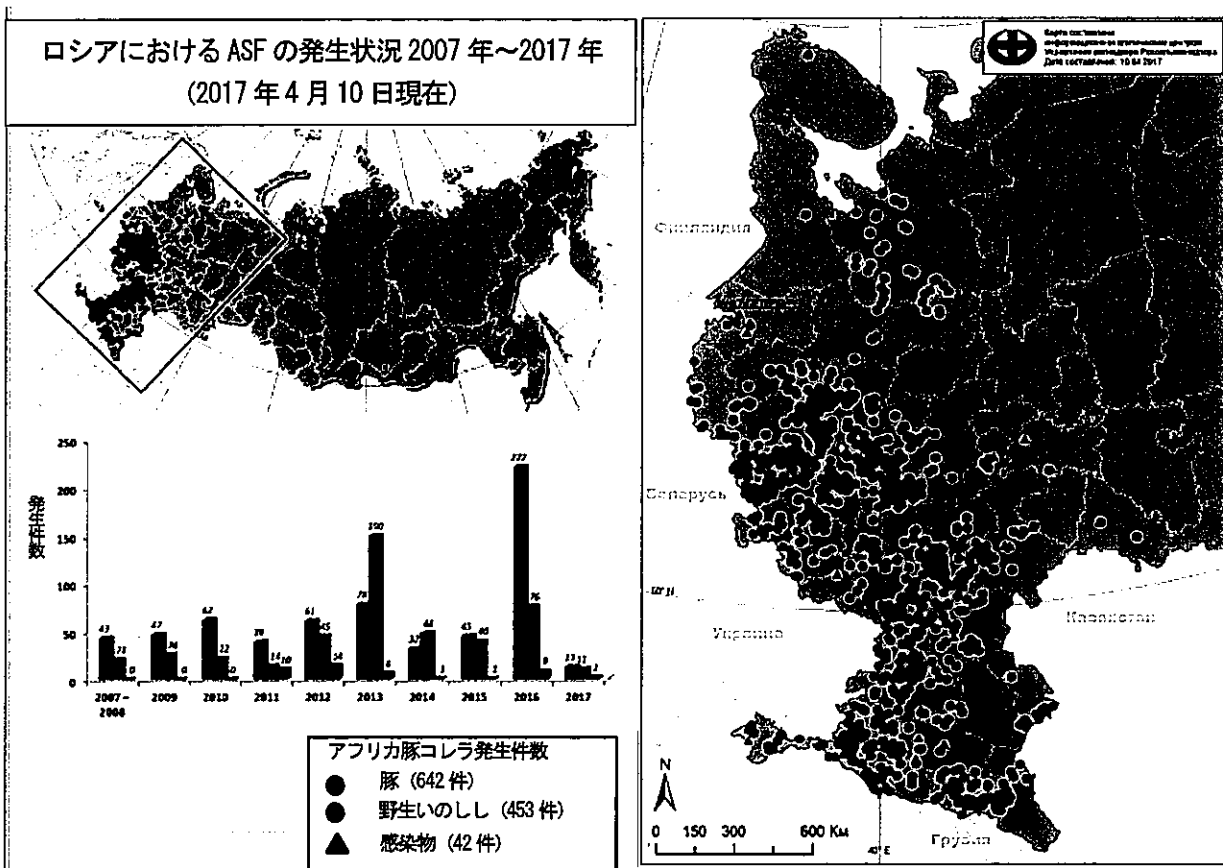
2017年4月11日現在  
出典: OIE情報

(参考情報) ロシアにおけるアフリカ豚コレラの発生状況

平成 29 年 4 月 11 日  
動物衛生課

- ・ ロシアでは、2007 年 11 月に初めてアフリカ豚コレラ（以下 ASF）の発生を確認。（2007 年 4 月以降に隣接するジョージアで発生した ASF が伝播したと推察されている。）
- ・ その後、ロシアの西部地域の野生いのしし及び飼養豚で発生が継続しており、発生地域は徐々に拡大。
- ・ 近隣諸国では、ウクライナ（2012 年 7 月～）、ベラルーシ（2013 年 6 月～）、リトアニア（2014 年 1 月～）、ポーランド（2014 年 2 月～）、ラトビア（2014 年 6 月～）、エストニア（2014 年 9 月～）モルドバ（2016 年 10 月～）に発生が拡大。
- ・ 2007 年から 2015 年において、飼養豚での発生は、年におよそ 30～75 件で推移していたが、2016 年では 222 件と大幅に増加。
- ・ 2017 年 3 月、ロシア中央部のイルクーツク州の養豚場の豚（裏庭養豚）において、初めて本病が発生。
- ・ ロシア当局及び OIE のデータによると、2007 年から 2017 年 4 月 10 日までの間において、飼養豚で 642 件（死亡又は殺処分：約 100 万頭）、野生いのししで 453 件の ASF が報告。

<ロシアにおける ASF の発生状況 2007 年～2017 年>



(参考) ロシア連邦動植物検疫監督局のアフリカ豚コレラ特設ウェブページ  
<http://www.fsvps.ru/fsvps/asf>